

>>> 家庭経済

# もし、自宅が自然災害に遭ってしまったら

自然災害への備えは必須

近年、自然災害が頻発している日本列島。令和6年は元日に能登半島地震が起き、非常に驚きました。まず初めに、この度の地震で被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧、復興をお祈りいたします。

災害が発生した際に命を守るための備えとして、防災マップの確認や避難訓練、財産への被害を最小限に抑えるための損害保険加入などは、皆さん既に取り組まれていると思います。しかし、残念ながら、どんなに備えていても被災する可能性はゼロではありません。どこでどんな災害に遭うか、自宅が戸建てかマンションかによっても、被害状況や生活再建方法は変わります。自分が被災した場合はどうなるだろう？ 自宅が被害に遭ったらまた家を買う？ などと、万一を想定した「心の備え」と、ある程度の「資金の備え」を合わせて行うことをお勧めします。

「心の備え」とは、災害時に少しでも落ち着いて行動できるように被災に関する疑問を解消して不安を減らしておくこと、そして「資金の備え」とは、被災して自宅も仕事もなくなった場合を想定し、半年から1年分の生活費を蓄えておくことです。

私が住む岩手県は、平成23年に東日本大震災で甚大な被害に遭いました。私は発生直後からファイナンシャル・プランナー（FP）として被災者支援に関わっており、13年が経過した現在でも被災者生活設計アドバイザーとして相談を受けています。

ここでは、私自身が体験した災害後の暮らしと、多くの被災者の方たちから相談を受けてきた経験から「もし、自宅が自然災害に遭ってしまったら」として、特定非常災害規模の災害に遭った場合の「心の備え」についてお話しさせていただきます。

通帳やキャッシュカードがない時は？

災害時は、停電で電子マネーやクレジットカードは使えず現金が必要になります。



ライフプラン&マネー教育  
サポート 代表/  
ファイナンシャル・プランナー  
戸田 節子

【とだ・せつこ】CFP®、ライフプラン&マネー教育サポート代表、岩手県被災者生活設計アドバイザー。独立系のFPとして中立的な立場で、個人のライフプラン相談、一般向けや法人向けセミナー講師の他、長年、小学生から大学生までの金融リテラシー教育に携わっている。岩手県在住。

預金口座から引き出したいけれど自宅が被災してキャッシュカードや通帳、印鑑を取り出せない、また、保険証券など大事な書類も紛失してしまったらどうなるのかと不安に思うことでしょう。

結論としては、本人確認ができれば銀行のシステムが稼働していなくても現金の引き出しは可能ですし、保険証券がなくても加入している保険会社で契約の確認ができれば、保険金の請求もできます。東日本大震災や熊本地震の際は、本人確認書類がなくても特例措置により10万円まで現金を引き出すことができました。お金は銀行の再開後に返金することになります。

保険証券の紛失については、私に対応させていただいた事例があります。自宅と一緒に保険証券が津波で流された方でした。地震保険には入っていないので保険金は出ないところがかりされていたのですが、会話の中で未経過分の保険料があることが分かり、すぐにコールセンターに連絡をしたところ、保険会社名を思い出せなかったにもかかわらず、やり取りの中で契約を見



【図表1】「特定非常災害」と指定された自然災害

|       |          |       |        |
|-------|----------|-------|--------|
| 平成 7年 | 阪神・淡路大震災 | 平成30年 | 西日本豪雨  |
| 平成16年 | 新潟県中越地震  | 令和 元年 | 台風19号  |
| 平成23年 | 東日本大震災   | 令和 2年 | 7月豪雨   |
| 平成28年 | 熊本地震     | 令和 6年 | 能登半島地震 |

つけることができ、未経過分の保険料を返金してもらったことがありました。未経過分の保険料とは、年払の保険契約で払い込んだ保険料のうち、まだ経過していない保険料のことです。ぜひ覚えておいてください。

とは言い、災害直後は社会機能が混乱していて、すぐに現金を手にとけるとは限りません。避難袋の中に小銭も含めた現金と、通帳や保険証券を紛失した場合に備えて、引き出しが可能な預金口座の番号、契約している生命保険・損害保険の会社名をメモして入れておくといいでしょう。

### 健康保険証や運転免許証を紛失した場合は？

健康保険証や運転免許証を紛失したことによる特例措置もあります。医療機関では、氏名、生年月日、連絡先その他、会社員の方は事業所名を、国民健康保険・後期高齢者医療保険の方は住所の通知で受診が可能です。運転免許証に関しては、能登半島地震被災者の例では、本人確認書類がなくても無料で再発行手続きができ、運転も可能とのことなので、今後と同様の措置になると思われます。本人確認ツールのマイナンバーカードは健康保険証でもあり、間もなく運転免許証にもなる予定です。普段から身につけて、紛失しないようにしておきましょう。

著しく異常かつ激甚な非常災害である「特定非常災害」は、これまでに8つ指定されています【図表1】。特定非常災害に指定され

ると、被災者が行政手続き上で不利益にならないような法的措置、例えば運転免許証の有効期限や相続の手続き期限が延長になるなどの措置が取られます。特定非常災害の中でも特に被害が大きかった東日本大震災では、いくつも専用のルールが設けられました。災害ごとに制度が変わる可能性もありますので、ご注意ください。

### 災害後に必要な手続きは？

自宅に大きな被害があった場合「罹災証明書」を発行してもらうことで、被災者生活再建支援制度の対象となり、税金や国民健康保険料の減免や猶予を受けることができます。その他の支援制度や特例措置を受ける際にも罹災証明書の提出が条件になることが多いため、必ず申請しましょう。

申請先は市区町村になります。申請にあたっては、被害に遭った家屋や家財の写真を様々な角度から撮影しておきましょう。被災状況を撮影した写真は、損害保険金の請求時にも利用できます。注意点は、被災したそのままの状態を撮影することです。片づけたり、修繕した後では被害度の認定が変わり、支援の対象にならなかつたり保険金額が減少する可能性があります。

行政機関も被災した場合は、ホームページでの情報提供や各種手続きの受付が遅れる場合があります。避難所や市区町村の窓口で作られる掲示板などで、支援情報の確認

をするようにしましょう。

### 公共料金や税金などの支払いはどうなる？

公共料金や税金等については、支払日目の延長や減免、免除があります。いずれも被災状況や電気・ガスなど契約先企業、自治体によって対応が異なることがあります。

公共料金のうち、電気、ガス、電話など民営の場合は契約先企業の情報を確認し、水道料金など公営の場合は市区町村から情報を得てください。

税金については、被災した住宅の固定資産税や車の自動車税は免除、新しく購入した住宅の税金は一定期間の減免、車は取得の際の非課税の特例などがあります。

国民健康保険は、保険料の減免の他、医療費の自己負担金が一定期間免除となります。岩手県では、免除期間が令和3年12月まででしたが、福島県では、原発事故の被災者の医療費自己負担金の免除はまだ続いています。

所得税や住民税の減税は、確定申告をすることで受けることができます。規模や範囲が小さい災害では3年間、特定非常災害では5年間、所得から損失額を繰り越し控除ができる「雑損控除」か「災害減免法による措置」のどちらか有利な方を選択することができます。東日本大震災では、土地を譲渡した場合の税金（譲渡所得税）、相続税、贈与税などについても、延納や減免などの特例措置がありました。

### 住宅がなくなっても、住宅ローンは払わないといけない？

住宅ローンについては、残念ながら住宅がなくなっても免除にはなりません。返済が厳しい場合は、まず、借入れ先の金融機関に返済期間や返済額の変更ができないか相談しましょう。当面の間は、利子だけの支払いにするなどの条件変更に応じることができることがあります。

返済の見込みが立たない場合は「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を利用して破産または再生手続きができます。住宅ローンがいくら減るかは、災害後の収入や財産の状況と債権者である金融機関との交渉次第になりますが、一般の破産、再生手続きと違って弁護士の手を無料で受けられる他、ある程度の財産を残すことができたり、個人情報機関に登録されないため、新たにローンを組む際にも影響はありません。

ただし、災害前に滞納をしていない等の条件に当てはまらないと、この制度は利用できません。現在、住宅ローンを支払い中の方や、これから住宅ローンを組む方は、滞納をしないよう気をつけてください。

### 住宅再建には補助金が出るの？

自宅が被災した場合、持ち家か、賃貸かにかかわらず、「被災者生活再建支援制度」

で一定の支援金を受け取ることができます【図表2】。住宅の被害が「全壊」「解体」「長期避難」「大規模半壊」の場合で最初に「基礎支援金」を、住宅の再建方法が決まった後には「加算支援金」を受け取れます。「中規模半壊」は「加算支援金」のみです。複数（2人以上）世帯と単身世帯では金額が異なりますので、ご注意ください。

いずれも罹災証明書等の書類提出が必要になります。制度の見直しによって、資金の使い道は問われない渡し切りの定額支給となったため、令和2年以前の災害に比べて利用しやすくなりました。申請期限は、「基礎支援金」が災害発生時から13カ月、「加算支援金」が37カ月以内ですが、被災地の状況によっては延長されることもあります。

昨今自然災害が多くなっていることから、独自で支援金制度を設けている自治体もあります。お住いの自治体の制度を確認しておきましょう。また、住宅を持つている人は必ず火災保険・地震保険に加入し、水害対策として水災（水害）補償の有無も確認しておいてください。もし、水災補償がついていない場合は、加入中の火災保険に補償を追加することができます。

### 住宅ローンを組む場合の注意点とは？

被災者が住宅ローンを組む場合は、住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資」を利用できます。一般金融機関の住宅ローン

よりも借り入れ条件が緩和され、金利も低めに設定されています。また、東日本大震災や熊本地震では、各県ごとの被災者支援事業の中に、住宅ローンの利子を一定額まで軽減してくれる利子補給がありました。

被災後の住宅購入は、通常の購入時よりも注意が必要です。単に「制度を利用しないと損をするから」という理由だけで、よく検討もしないまま何千万円もの住宅ローンを組むことはやめましょう。支援金で受け取れる金額は最高でも300万円です。

東日本大震災から10年くらい経った頃、「年金生活になったら住宅ローンを支払っていけない。どうしたらいいか？」という相談を複数件受けました。ある方は50代のひとり親で、子どもは成人して県外で生活、その方の住宅ローンの返済は75歳までとなくなっていました。なぜ住宅を購入したか尋ねたところ「支援金の申請期限が迫っていたので、焦って購入した。子どもに何か残してあげたかった」とのことでした。やはり支援金をもらわないと損と考えたそうです。「体が弱いので定年まで働き続けられるかも不安。子どもたちはもう家には戻らないようなので、住宅を残すより現金を残すべきだった。建てる前に相談すればよかった」と後悔されていました。

### 災害からの生活再建とは？

自治体は、住宅再建を生活再建完了とみ





【図表2】被災者生活再建支援制度（令和2年改正）

| 区分                    | 基礎支援金            | 住宅の再建方法 | 加算支援金             | 合計                 |
|-----------------------|------------------|---------|-------------------|--------------------|
| ・全壊<br>・解体<br>・長期避難世帯 | 100万円<br>(75万円)  | 建設・購入   | 200万円<br>(150万円)  | 300万円<br>(225万円)   |
|                       |                  | 補修      | 100万円<br>(75万円)   | 200万円<br>(150万円)   |
|                       |                  | 賃貸      | 50万円<br>(37.5万円)  | 150万円<br>(112.5万円) |
| ・大規模半壊世帯              | 50万円<br>(37.5万円) | 建設・購入   | 200万円<br>(150万円)  | 250万円<br>(187.5万円) |
|                       |                  | 補修      | 100万円<br>(75万円)   | 150万円<br>(112.5万円) |
|                       |                  | 賃貸      | 50万円<br>(37.5万円)  | 100万円<br>(75万円)    |
| ・中規模半壊世帯              |                  | 建設・購入   | 100万円<br>(75万円)   | 100万円<br>(75万円)    |
|                       |                  | 補修      | 50万円<br>(37.5万円)  | 50万円<br>(37.5万円)   |
|                       |                  | 賃貸      | 25万円<br>(18.75万円) | 25万円<br>(18.75万円)  |

※金額の上段：複数（2人以上）世帯、下段：単身（1人）世帯

なす場合が多いようです。しかし、被災者の立場からすれば、そこが終わりではありません。住宅再建は、あくまでも生活再建の一部、その選択の仕方によっては最悪の場合、再購入した自宅を売却しても住宅ローンだけが残り、生活困難に陥る可能性もあります。

そうならないためには、被災後の生活再建にあたっては、はじめに希望の生活再建プランを描き、実現のための資金計画を作成することを勧めます。自宅の購入費用だけでなく、これからの家族のイベントに

かかる費用や生活費、家財の買い替え費用なども含め20年間を見積もってみて下さい。住宅再建はそこからスタートです。

自分では考えられない、どうしたらいいかわからないという方は、客観的な視点を持つお近くのFPに問題点の整理と今後の方向性のアドバイスを受けてみましょう。

岩手県では、「自宅を建てるのがゴールではなく、安心して住み続けられることをゴールに」として住宅再建を考える際はFPに相談するよう被災者に呼びかけました。災害から生活再建をする際は、自宅を購入するかしなにかにかかわらず、必ずFPの相談を受けられるよう被災者生活再建支援制度の中に盛り込んでほしいと思います。

**災害時の様々な問題**

ここからは、東日本大震災で私が実際に体験したことや、被災地で起きた問題をいくつかお伝えします。

① 交通網が遮断したことによる物資不足

食品はもちろん、日用品もいつ入荷するかかわらず、たまに入荷しても購入制限がしばらく続きました。一番困ったのはガソリン不足です。どこのガソリンスタンドにいつ届くのか不明、車が行列を作っている所を見つけて1時間以上並び、購入できたのはわずか5リットルでした。それ以来、私は水、食料、日用品の備えと、ガソリンは常に満タンを心がけています。

② 被災地を回る訪問販売業者

仮設住宅には様々な商品を売る業者が来りました。支援金や義援金で一時的に懐が温かくなっている高齢者狙いだろうと感じました。そんな中、ひとりで避難生活をしている高齢者が「800万円の家が建ちます」というチラシを持って私のところに相談に来ました。チラシの主は、被災地を渡り歩いている県外の建設会社でした。安すぎると思った私が問い合わせたところ、最低でも1100万円は必要との回答に「手持ち金では建てられない」と泣きそうになった相談者の表情を今でも覚えています。

災害時は、被災者の心情や、情報弱者につけ込んで、利益を得ようとする様々な業者にご注意ください。

③ うわさに惑わされる

相談者から「現金で家を建てると税金が高くなるの？」と聞かれて驚いたことがあります。どんな話が人を介してこのようなあり得ない話に変化したのかわかりませんが、避難所や仮設住宅のような非日常の中では、平時には流れないようなうわさや憶測が飛び交います。もし、自分がその中にいてうわさ話が自分にも関連することなら、何か決断をする前に信用のおける関係先で真実を確かめてから行動に移しましょう。

SNSやネット上でも間違っている情報を見かけます。どこにアクセスすれば正しい情報を得られるかを、日頃から意識しておくことが大切です。